

令和 2年 4月 7日

保護者各位

岡山県立笠岡高等学校  
校長 山崎 淑加

### 新型コロナウイルス感染症対策について(お願い)

平素から、本校の教育活動へのご理解とご協力に厚く御礼申し上げます。

さて、新学期からの学校再開後に、学校において集団感染が発生し、再度臨時休業を行うことがないように、学校においても新型コロナウイルス感染症対策に全力で取り組むこととしておりますが、現在の国内の感染状況は、未だに大規模流行につながりかねない危険な状態であることを、学校・生徒・家庭等がしっかりと認識し、対策を緩めることなく引き続き全力で取り組む必要があります。

つきましては、生徒の健康・安全を第一に考え、感染予防の観点から、次のとおりとさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、今後の状況によっては対応を見直す場合があることを申し添えます。

### 記

#### 1 毎朝の健康観察・検温の徹底と、発熱・咳等の症状がみられる場合の対応について

- ① 朝、登校前には必ず自宅で検温し、発熱(37.5度以上)があった場合や、咳等の風邪の症状がある場合には、登校を控え自宅で様子を見るようにお願いします。その際学校への連絡をお願いします。(電話0865-62-5128)

この場合は「出席停止」扱いとなり、「欠席」にはなりません。なお、始業前にSHRの時間を設け、検温の結果を確認するとともに、検温を忘れた生徒の検温も実施します。(このため終礼が16:10頃になります。)

また、登校後に発熱(37.5度以上)や咳等の風邪の症状がある場合は、帰宅してもらうことにしています。公共交通機関の利用を控える必要があるため、保護者の方に迎えをお願いします。学校から連絡して、保護者の方に迎えに来ていただくまでの間は、生徒には別室で待機してもらいます。

- ② 次の症状がある場合は、(a) (b) を目安に「帰国者・接触者相談センター」(※笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町の方は備中保健所井笠支所に設置されています。)に相談してください。

(a) 風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が4日以上続いている

(解熱剤を飲み続けなければならないときを含む)。

(b) 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。

※基礎疾患等のある生徒は、この状態が2日程度続く場合

→ 相談の結果、保健所から医療機関の受診や自宅での待機を求められた場合や、医療機関で

新型コロナウイルスに感染していると診断を受けた場合も「出席停止」扱いとなり、「欠席」にはなりません。

- ③ 上記①②に該当した場合で、快復後に再登校する際には、別紙の「報告書」に記入・押印していただき、登校時に担任に提出してください。(この「報告書」はHPにもあります。)

## 2 マスクの着用等について

- ① 生徒の間での飛沫による感染リスクを最小限に抑えるため、マスクの着用をお願いします。現在マスクの確保が困難な状況にあるため、手作りマスクの作成等の協力もお願いします。文部科学省ホームページ「子供の学び応援サイト」内にもマスクの作り方が紹介されています。また、岡山県教育委員会による「マスクの作り方」についてのプリントも配布しておりますので参考にしてください。入手および作成が困難な場合は、咳エチケットに留意してください。
- ② 手洗いをこまめにするように指導しますので、手を拭くタオルやハンカチ等を持参してください。
- ③ 教室は必要に応じて換気を行うので、防寒対策をしてきてください。

## 3 部活動の再開について

以下の留意事項について感染症対策に万全を期して、4月8日放課後より、部活動を再開します。

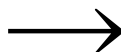
- ① 活動場所について
  - 可能な限り、屋外で行う。
  - 屋内(体育館・武道場・音楽室等)で実施する場合は、その場所のドアや窓を数カ所開け、できる限り換気に努めること。少なくとも1時間に1回程度、全開し換気を行う。
- ② 活動内容について
  - 「密集する」「近距離で組み合ったり、接触したりする」「向かい合って発声したりする」活動は控える。
- ③ 用具等の共有について
  - 用具等の共有を避けることが難しい場合は、使用後に手洗いをを行う。
  - 使用する用具等は、使用前に消毒を行う。
- ④ 手洗いについて
  - 練習前後、活動場所の移動、用具等を共有した場合、流水と石鹸で手洗いをこまめに行う。
- ⑤ 部室・更衣室の利用について
  - 活動場所と同様、こまめな換気に努め、使用時間を設定し、利用者を入れ替えながら短時間の利用に努める。また女子については、千鳥会館1階を適宜更衣に使用してもよい。

## 4 日課表の変更について

毎朝始業前に検温点検などを行うSHRを設けるため、以下の通り、日課表を変更します。

(変更前)

内容	時間
1限目	08:40 ~ 09:25
2限目	09:35 ~ 10:20
3限目	10:30 ~ 11:15
4限目	11:25 ~ 12:10
昼休み	12:10 ~ 12:50
5限目	12:50 ~ 13:35
6限目	13:45 ~ 14:30
7限目	14:40 ~ 15:25
清掃・終礼	15:30 ~ 16:00



(変更後)

内容	時間
SHR	08:40 ~ 08:50
1限目	08:50 ~ 09:35
2限目	09:45 ~ 10:30
3限目	10:40 ~ 11:25
4限目	11:35 ~ 12:20
昼休み	12:20 ~ 13:00
5限目	13:00 ~ 13:45
6限目	13:55 ~ 14:40
7限目	14:50 ~ 15:35
清掃・終礼	15:40 ~ 16:10